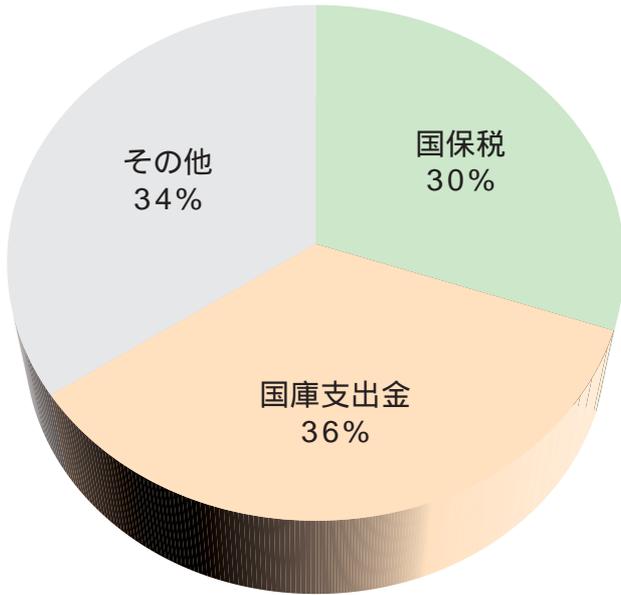
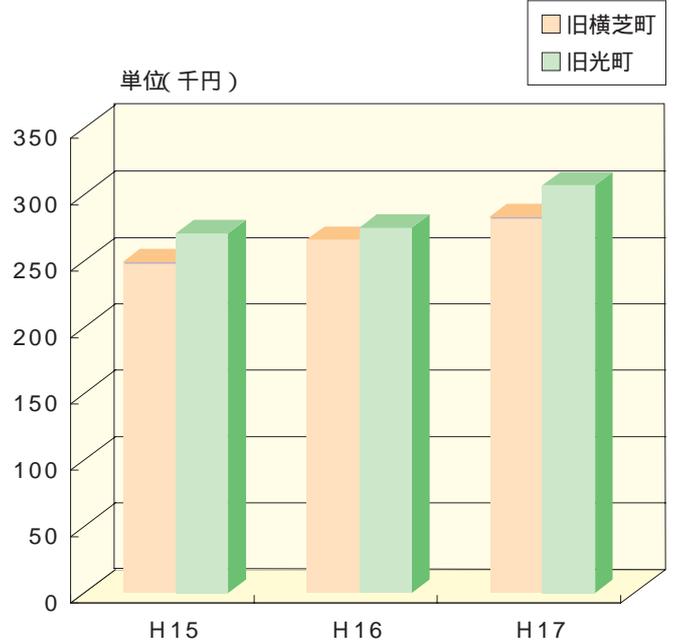


グラフ2 歳入の構成

平成17年度決算（両町合計）見込み



グラフ1 1世帯当たりの医療費



督促をうけたり、延滞金
が加算されます。
また、有効期間が短い
「短期被保険者証」が交付
される場合もあります。
納期限から1年経過して
も滞納を続けていると、保

**特別の事情がなく
国民健康保険税を
滞納すると...**

国民健康保険に加入され
ている世帯は、その世帯の
世帯主が保険税を納めるこ
とになります。世帯主が社
会保険でも、その世帯に国
民健康保険に加入されてい
る方がいたら、その世帯主
が保険税を納めることにな
ります。（この場合、その
世帯主の税額は計算されま
せん。）

**世帯主が
納税義務者**

今月の納税

国民健康保険税
全期・第1期
固定資産税
第2期

納期限：7月31日（月）

口座振替納付の方は、残高の確認を
お願いします。

土・日・祝日でも、役場及び横芝行政
センターで納めることができます。



険証を返却することになり
「被保険者資格証明書」が
交付されます。（この場合、
いったんかかった医療費の
全額を支払うことになりま
す。）なお、延滞している
保険税を納めれば、保険証
が発行されます。
やむを得ない事情等によ
り納められない時は、税
務課までご相談ください。

納付書で国民健康保険税
等を納めている方には、納
め忘れのない口座振替をお
すすめします。

問い合わせ
税務課
☎ 1212

**納付は便利な
口座振替で**